

家庭から出る使用済み蛍光管等のリサイクル回収について

(回収品目と回収場所を増やします)

彦根市では、埋立ごみとして処分していた家庭用の使用済み蛍光管について、循環型社会の構築を進めるため、平成27年10月1日から使用済み蛍光管のリサイクル事業を開始し、拠点回収を行っています。

また、平成29年4月1日から、使用済み蛍光管のほか電球、点灯管（グロー球）、水銀製品（水銀式体温計、水銀式血圧計など）も回収品目に加えます。

なお、市役所、支所、出張所、地区公民館（支所出張所併設を除く）に回収ボックスを設けていますが、平成29年4月1日から、新たに、市立図書館、みずほ文化センターを回収拠点場所に加え、日曜日の受け入れも可能にします。

詳しくは下記をご覧ください。

回収の対象となる蛍光管等



環状型蛍光管



直管型蛍光管



ボール型蛍光管



ツイン型蛍光管



電球類



点灯管（グロー球等）



水銀式体温計



水銀式血圧計

以下の蛍光管等は回収（蛍光管等のリサイクル）の**対象外**です。

- ・破損しているものは、回収の**対象外**です。
- ・事業所から出たものは、回収の**対象外**です。（産業廃棄物となります。）
- ・家庭から出た**対象外**のものは、従来どおり「埋立ごみ」となります。

回収場所については、下記の16箇所です。

・彦根市役所（1階総合案内） 彦根市元町4-2

・彦根市清掃センター（計量所付近の小型家電置場） 野瀬町279-1 （平日の9時から12時、13時から16時15分） 粗大ごみの休日臨時搬入日の搬入時間内もお受けします
--

支所出張所

・稲枝支所 田原町13-1

・鳥居本出張所 鳥居本町1491-6

・高宮出張所 高宮町2311

・河瀬出張所 森堂町131

・亀山出張所 賀田山町278-2

地区公民館

・西地区公民館 本町1丁目9-1

・東地区公民館 大東町1-26

・旭森地区公民館 正法寺町642-1

・中地区公民館 大藪町2610

・南地区公民館 甘呂町1321-1

地域総合センター等

・人権福祉交流会館 犬方町848-1

・市民交流センター（東山会館） 里根町163-1

それ以外の施設（平成29年4月1日から開始。日曜日も受け入れ可）

・市立図書館 尾末町8-1

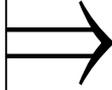
・みずほ文化センター 田原町11

※回収時間は、清掃センターは平日の9時から12時、13時から16時15分（ごみ等搬入時間）、それ以外の施設については、施設の開館時間となります。

※上記回収場所の窓口に声をかけていただき、梱包している場合は外していただいたうえで「回収ボックス」等に入れていただきますようお願いいたします。

使用済み蛍光管等の出し方

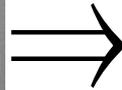
- ・環状型蛍光管
- ・ツイン型蛍光管
- ・ボール型蛍光管、
- ・20W までの直管型蛍光管
- ・電球（白熱灯等）
- ・点灯球（グロー球等）



箱型回収ボックスへ



直管型蛍光管



直管型保管用段プラケースへ



- ・水銀式体温計は、備え付けの袋に密封し、回収ボックスに入れてください。
- ・水銀式血圧計は、施設の職員へ直接渡してください。（別途保管します。）
- ・破損しているものは、回収の**対象外**です。
- ・使用済み蛍光管をダンボールや新聞紙などで包んでいる場合は、外していただき、蛍光管のみ入れていただくようお願いします。

回収の対象外のもの

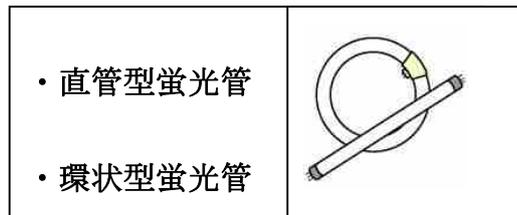
- ・破損しているもの（家庭からの破損しているものは埋立ごみ）
- ・企業や店など事業活動から発生するもの（産業廃棄物に該当します）

回収ケースに入れられた使用済み蛍光管は、住宅用断熱材やセメント原料、レアアース原料、新しい蛍光管の原料などへリサイクルされます。

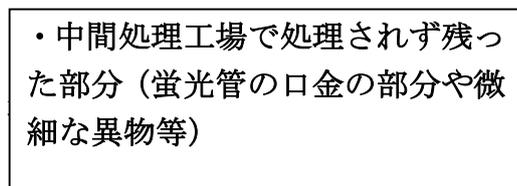
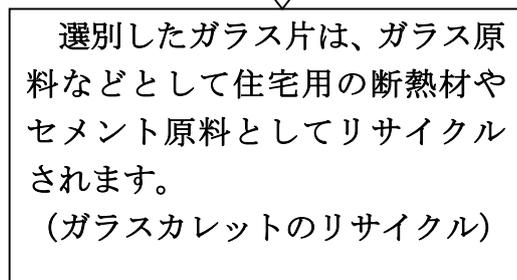
回収した使用済み蛍光灯等の処理(リサイクル)について

各拠点から回収した「使用済み蛍光灯等」は、清掃センターで集約し、大阪の中間処理工場まで運搬します。

中間処理工場での処理

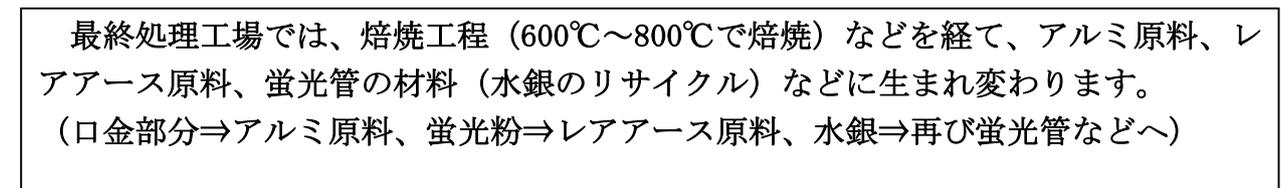


破砕しガラス
と口金部分の
選別をします



最終処理 工場へ輸送

最終処理工場での処理



中間処理工場からそのまま最終処理工場へ



最終処理工場へ輸送

限りある資源をリサイクルするため、ご協力をお願いします。

彦根市清掃センター